

1 服装に関すること

- ①学校指定のブレザー、スラックス、スカート、シャツ（台襟付き／開襟シャツ）を複数の中から自分で選択して着用する。
- ②学校指定のネクタイ又はリボンを購入し着用する。（R7 入学生より）
- ③ベスト・コート・マフラー・手袋は気温に合わせて、自分の判断で着用を可とする。
- ④靴下は、原則は無地とし、ワンポイントまで可とする。
- ⑤靴は保健体育の授業に使用できる運動靴とする。
- ⑥頭髮は学校生活に支障をきたさないものとする。（パーマ、染色は禁止）
- ⑦体操服は学校指定のものとする。
※土日・長期休業中の部活動は体操服着用を基本とするが、部で使用したトレーニングウェアやユニホーム、ウインドブレーカーの着用を可とする。

⑧冬のセーター・ベストについて

セーター・ベスト：校内(制服着用時)での着用は良いが登下校時には制服又はウインドブレーカーを上に着用する。

2 登下校について

- ①登校は原則として制服とする。ただし、登校時に雨や風の強い場合には、体操服での登校を認める。
- ②下校は制服か体操服を選択する。
- ③気温に合わせて、自分の判断で防寒具の着用を可とする。また、厳寒時は、自分の判断で防寒具（上下またはベンチコート）の下に体操服を着用することを可とする。

3 持ち物について

学校生活に不必要なものは持ってこない。

なお、ナップランドに入りきらない場合は、補助バッグを使用する。

4 欠席・遅刻・早退について

- ①8：00までに保護者が「さくら連絡網」を使って学校へ連絡する。
- ②遅刻の場合は、登校した時に職員室に立ち寄り、その旨を伝える。
- ③早退するときは、必ず学級担任または学年の教員に申し出て、許可を得てから下校する。

5 校内での着替えについて

- ①登校後は、体操服に着替えて生活してもよい。
- ②着替えは、女子は2階中学女子更衣室、男子は3階男子更衣室を利用する。

6 あいさつ・マナーについて

- ①時と場に應じた礼儀・あいさつをする。
- ②公共の場（駅・電車等）でのマナーを守る。
- ③職員室の出入りにはあいさつをする。
- ④教職員の机やその他の戸棚などからは、許可なく物を持ち出さない。必ず教職員に許可を得る。
- ⑤会議中・テスト期間中は職員室への出入りを禁止するので、用事のある場合は入口で教師を呼ぶ。
- ⑥儀式的な行事に参加するときは（朝礼を含める）、制服(ネクタイ又はリボンも含める)を着用の上、入退場ともに学級委員の指示で整列し、無言で並んですみやかに移動する。

7 校舎・校具の使い方について

- ①特別教室や校具を使用する時は、教職員に許可を得る。終わったら元に戻し教職員に報告する。
- ②破損等をしてしまった時は、すみやかに教職員に申し出て指示を受ける。
- ③ベランダへは出ない。（水曜日の昼休みと緊急時はのぞく）

8 休み時間の過ごし方

- ①昼休み以外は、次時の準備時間として活用する。
- ②2分前行動を心掛け、教員が学習教室に入室する前に、学習態勢に入っているようにする。

- ・改正の手続きは、生徒・保護者・職員の協議を経て、校長の承認によって行う。
- ・この生徒心得は、生徒の自発的な活動により、継続的に見直すこととする。